

簡素化プロトコル更新手続きについて

平素より当院の処方箋を応需いただき誠にありがとうございます。
簡素化プロトコル開始から2年の歳月が経ち、更新時期がやってまいりましたので、更新手続きの方法についてお知らせいたします。

➤ 更新募集について

【更新の条件】

2023年3月に締結しており、契約番号を持っている

【更新募集時期】

2月1日～末日まで

簡素化プロトコル申し込みフォーム

【申し込み方法】

右側QRコードを読み取り、申し込みフォームに必要事項を入力の上、送信して下さい。送信により受付完了となります。



➤ 締結方法について

前回の合意書返却、継続分の合意書の取り交わしにより締結となります。

➤ 合意書提出について

【必要書類】

1. 合意書2部（病院用・保険薬局用）・・・3月1ヶ月間ホームページに掲載
2. 前回締結した時の保険薬局用合意書の原本

【提出時期】

西暦奇数年3月20日まで

【提出方法】

原則、薬剤部おくすり窓口へ直接提出してください。

ただし、都合により郵送を希望される場合においては、郵送での対応もいたします。

- *直接提出の場合：1F調剤室10番おくすり窓口 ※平日日勤帯
 - *郵送希望の場合：当院薬剤部宛へ郵送
- 【必要書類】1. 2. と返信用封筒（切手貼付、宛先記載）を同封してください

【記入について】

病院用、保険薬局用2部とも記載してください。

保険薬局名称
(〇〇店など詳細まで記載)

前回締結時の
契約番号を記載

病院用

プロトコル契約日	契約番号
20 年 月 日	

合意書

掛川市・袋井市病院企業団立 中東遠総合医療センター（以下「甲」という）と（保険薬局名称）
（以下「乙」という）は、院外処方箋における
疑義照会への運用について、下記のとおり合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上、合意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係わる個別の処方医への同意確認を不要とする項目について。
「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル（別紙）」に挙げる疑義照会不要例については、
包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への
同意の確認を不要とする。ただし、必要な報告については、定める手順にて遅延なく実施する。
（参考：薬剤師法第23条）

(1) 薬剤師は、医師、歯科医師または獣医師の処方箋によらなければ、販売または授与の目的で調剤してはな
らない。

(2) 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師または獣医師の同意
を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

2. 運用開始について。
20 年 月 日より運用を開始する。

3. 契約更新について。
本契約の有効期間は契約開始日から翌西暦奇数年3月末日までとする。
契約更新については、契約満了日前の指定された期間に乙が甲へ改めて合意書を提出する。

4. 合意の解除について。
合意の解除については、甲と乙が必要に応じて協議する。
甲は、乙に対して指導をしたにもかかわらず乙が必要な報告を怠った場合、乙の契約遵守違
反とみなし、契約期間内であっても乙の当該契約の解除を通告することができる。以上。

※20 年 月 日。
(甲) 名称 : 掛川市・袋井市病院企業団立 中東遠総合医療センター。
住所 : 〒436-8555 静岡県掛川市高瀬ヶ池1番地の1。
代表者 : 院長 宮地 正彦 印。

乙 (乙) 名称 :
住所 :
代表者 :
(開設者) 印。

保険薬局情報を記載

➤ 合意書返却について

3月26日以降返却いたします。お手数ですが、当院おくすり窓口まで受取りに来て
ください。
なお、郵送を希望された保険薬局へは郵送にて返却いたします。